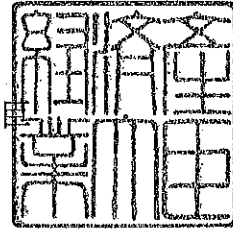


# 経済産業省

20190829中第7号  
令和元年9月2日

貴団体代表者 殿

経済産業大臣



## 令和元年度「自殺予防週間」における取組の要請

平成28年4月1日に施行された自殺対策基本法の一部を改正する法律（平成28年法律第11号）において、自殺予防週間を9月10日から9月16日までとし、国及び地方公共団体は、啓発活動を広く展開するものと新たに規定されました。また、新たな自殺対策大綱（平成29年7月25日閣議決定）には、国、地方公共団体及び民間団体等が連携して啓発活動を推進し、あわせて、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することと定められています。

このため、令和元年度の自殺予防週間においては、国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が中心となり、自殺対策の啓発事業等に協力・賛同していただける団体（協賛団体）と一体となって集中的に啓発事業及び支援策を実施します。

つきましては、貴団体におかれましても、「自殺予防週間」を迎えるに当たって、以下の点について、会員企業への周知の御協力をお願いいたします。

また、自殺対策は一人一人の問題意識が非常に重要であるため、貴団体及び会員企業の職員の方々にも、本週間と自殺対策関係の相談窓口について、周知がなされるよう、お取り計らいのほど、よろしくお願いいたします。

○本年度の「自殺予防週間」（別添1）

○各種相談窓口（自殺対策関係の相談窓口及び主要商工会議所や各商工会連合会、当省で取り組んでいる中小企業者の経営上の相談窓口）（別添2）



悲しい

つらい

あなたの声を

待っています

助けて

苦しい

こころの健康相談統一ダイヤル

おこなおう まもろうよ こころ 0570-064-556

相談対応曜日・時間は 都道府県によって異なります。

SNS相談事業

厚生労働省 SNS相談 検索

電話をかけた所在地の都道府県・政令指定都市が実施している「こころの健康相談電話」等の公的な相談機関につながります。

よりそいホットライン 24時間対応

一般的な生活上の悩みをはじめ、生活困窮者等に対する総合的な電話窓口です。

フリーダイヤル つなぐ ささえる 0120-279-338

FAXでの相談の方 03-3868-3811

岩手県・宮城県・福島県内からおかけの方 ガイダンスで専門的な対応も選べます。(外国語含む)

フリーダイヤル つなぐ つつむ 0120-279-226 IP電話及びLINE OUTからおかけの方 050-3655-0279

支援情報検索サイト 電話、メール、SNSなど様々な方法の相談窓口をご紹介します。

支援情報検索サイト 検索

みんなで取り組もう いのち支えるゲートキーパー

いつでも だれでも どこでも

変化に気づく

じっくりと耳を傾ける

支援先につなげる

温かく見守る

令和元年度 自殺予防週間 9月10日(火)～9月16日(日)

詳しくは 厚生労働省 自殺対策 検索



## 各種相談窓口について

## 1. 自殺対策関係の相談窓口（一例）

## ○「こころの健康相談統一ダイヤル」（厚生労働省）

全国共通の電話番号（0570-064-556）に電話すれば、電話をかけた所在地の都道府県・政令指定都市（\*）が実施している「心の健康電話相談」等の公的な相談機関に接続されます。

\*設定されている都道府県・政令指定都市（平成26年11月現在）

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、札幌市、さいたま市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、熊本市

※相談対応をしている曜日・時間などの詳細は、下記URLを御参照ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/kokoro\\_dial.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/kokoro_dial.html)

## ○「いのち支える相談窓口一覧（都道府県・政令指定都市別の相談窓口一覧）」

（相談窓口の紹介サイト）（独立行政法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 自殺予防総合対策センター）

<http://jssc.ncnp.go.jp/soudan.php>

## 2. 中小企業者の経営上の相談窓口（一例）

## ○「経営安定特別相談室」（主要商工会議所、商工会連合会）【資料1】

全国主要商工会議所、各都道府県の商工会連合会に設置されている「経営安定特別相談室」では、経営難に直面している中小企業者の方に対して経営立て直しのための無料相談を行っています。

## ○「中小企業電話相談ナビダイヤル」（中小企業庁）【資料2】

全国どこからでも一つの電話番号（0570-064-350）で最寄りの経済産業局につながり、どこに相談したらよいか困っている方から幅広く相談を受け付けます。

※受付時間： 平日 9:00～17:30（通話料がかかります。）

## 経営安定特別相談室について

連鎖倒産の危機や、資金繰りの目途が立たないなどの理由により経営難に直面している中小企業の方は、経営立て直しのための相談を無料で受けることができます。

### 対象となる方

さまざまな理由により経営に不安のある方や、経営難を打開し、その立て直しを図りたい方  
民事再生法などの倒産関係法律を活用したい方

### 支援内容

全国の主要な商工会議所または都道府県商工会連合会に設けられている「経営安定特別相談室」(以下、相談室)で相談に応じています。

相談室では、経済や中小企業の実情に詳しい中小企業診断士、弁護士、公認会計士、税理士などの専門家が下の(1)から(4)にあるような相談に応じ、問題の解決を支援します。

※相談にあたって、企業名や相談内容が外部に漏れることはありません。

- (1) 経営・財務内容の把握と分析
- (2) 手形処理、事業転換などの指導
- (3) 債権者などの関係者への協力要請
- (4) 民事再生法など倒産関係法律の手続きに関する助言等

### ご利用方法

この相談を受けるための費用は無料です。経営難などの問題が深刻化する前の来室をお薦めします。

お気軽にご相談ください。

### お問い合わせ先

経営安定特別相談室設置一覧の最寄りの相談所までご連絡ください。

主要商工会議所(日本商工会議所 TEL:03-3283-7917)

各都道府県商工会連合会(全国商工会連合会 TEL:03-3503-1251)